

広告付きデジタルサイネージ設置事業  
仕様書

## 1. 事業内容

次の各号に定める事項を、設置事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

- (1) デジタルサイネージの提供・設置
- (2) 故障対応等の保守・管理
- (3) 広告主の募集、広告枠の販売及び公告の製作
- (4) 広告等へのクレーム対応に関すること。
- (5) 行政財産使用料・広告料・光熱費の納付
- (6) 設置期間満了時の撤去及び原状回復

## 2. 設置場所

施設名 世羅町役場

所在地 広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1

設置場所 1 階正面玄関風除室西側掲示板（別紙【設置場所】参照）

設置台数 2 台

## 3. 設置期間

令和 9 年 1 月 1 日～令和 13 年 12 月 31 日まで（5 年間）

（設置準備期間 令和 8 年 12 月 21 日から）

## 4. 設置機器の仕様

| 項 目     | 仕 様                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 筐体タイプ   | 壁掛けタイプ（縦型）                                                                                                                                                                                                     |
| 画面サイズ   | 40～45 インチ程度<br>（取り付け金具等も含め、高さ 105cm×幅 65cm×壁からの厚さ 20cm までのサイズとすること。）                                                                                                                                           |
| 設置数     | 2 台（行政情報用 1 台、広告掲載用 1 台）                                                                                                                                                                                       |
| 電源      | A C 100 V                                                                                                                                                                                                      |
| モニター性能  | 1,920×1,080 画素以上とすること                                                                                                                                                                                          |
| ファイル形式  | P D F もしくは J P E G 形式のファイル表示に対応するもの                                                                                                                                                                            |
| その他注意事項 | (1) 機器一式の購入費、設置工事費、維持管理費、修繕費、電気料、情報通信料及びコンテンツ使用料など、設置及び運用に係る経費の一切は広告取扱事業者が負担すること。<br>(2) 会議予定等の行政情報を発信できる表示機能を有すること。また、世羅町で情報更新をオンラインにて安易に行えるものとする。<br>(3) 地震等の際の、落下防止策を十分に講じること。<br>(4) 省エネ・環境に配慮する機器を使用すること。 |

## 5.稼働時間

庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

※電源の入切は、タイマー等で自動制御可能なものとする。タイマー等の時間設定は、原則施設の庁舎開庁時間とし、世羅町と協議し決定するものとする。

## 6.保守について

保守については広告取扱事業者の負担において、つぎのとおり体制を確保すること。

- (1) 機器の不具合、故障等に速やかに対応できる体制を整えておくこと。
- (2) 障害発生時には速やかに世羅町へ連絡すること。
- (3) 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。
- (4) 行政情報更新にかかるシステムの仕様が変更になる場合は、世羅町に十分な説明を行った後に実施すること。

## 7.広告について

- (1) 音の出る広告は不可とする。
- (2) 「世羅町広告掲載手続き等に関する要綱」を遵守し、事前に世羅町の広告審査を受け、その承認を得ること。
- (3) 広告に対する著作権、特許権その他第三者の権利を侵害しないこと。問題が生じた場合は、広告取扱事業者が一切の責任を負うこと。
- (4) 広告の内容等に疑義が生じた場合は、世羅町と十分に協議を行うものとする。

## 8.行政財産使用料等の納付について

- (1) 設置期間中は、年度ごとに行政財産使用の許可を受けること。
- (2) 行政財産使用料、広告料、電気使用料を、年度ごとに世羅町の発行する納入通知書により期日までに納めること。
- (3) 広告料は、入札により決定した金額を年度ごとに按分した金額とする。
- (4) 現時点で算定した行政財産使用料の見込額は、4,800円（年額）である。
- (5) 電気使用料は設置する機器の消費電力を基に世羅町で算定し決定する。

## 9.機器等の撤去について

設置期間満了時は、満了後1か月以内に、広告取扱事業者の負担により、デジタルサイネージの撤去及び設置場所の原状回復を行うこと。

## 10.その他

その他定めのない仕様については、別途協議調整の上で決定するものとする。

別紙【設置場所】



※物件写真は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、  
入札参加者ご自身において、現地の確認を行ってください。